

R6年度 もも産地競争力強化支援事業費補助金

山梨県農政部 果樹・6次産業振興課

○米国産モモの輸入解禁要請に伴い、米国産モモに負けない高品質なモモを安定的に生産できる体制を強化するため、県内モモ農家を支援します。

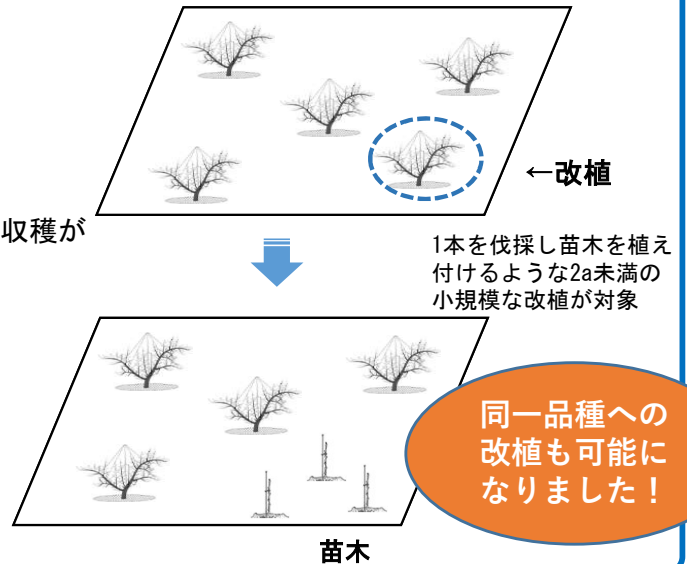
振興品種への改植の推進

1 モモの振興品種への改植

国の果樹経営支援対策事業の対象外となっている地続き2a未満の小規模な改植

- 補助対象
産地が振興する品種への改植及び苗木の植付から収穫が開始するまでの栽培管理に要する経費
- 補助額 定額 1a当たり39,000円
改植に係る経費 1a当たり17,000円
未収益期間の栽培管理費用 1a当たり22,000円

※自己労賃は補助対象外（他者への作業労賃は可）
※あくまでも改植が対象であり、新植は対象外
※改植後8年間は栽培を継続することが条件



高品質化・高付加価値化の推進

2 モモの高品質化・高付加価値化に資する資材の導入

(1) モモの高品質化に資する資材の導入

- 申請要件
①R6年度の国改植事業を実施する[※]
生産者のうち、R5年度の県事業において高品質化資材導入の補助を受けていない方



- 補助対象 白色反射シート、帆柱資材
- 補助率 1/2以内
(補助上限額 改植面積1a当たり34,750円)
※帆柱資材は複数見積が必要



白色反射シート



帆柱資材

(2) モモの高付加価値化に資する資材の導入

- 申請要件
①R6年度の国改植事業を実施する[※]
生産者のうち、R5年度の県事業において高付加価値化資材導入の補助を受けていない方



- 補助対象 無煙炭化器
- 補助率 1/2以内
(補助上限額 1件当たり84,700円)

- ②上記「1 モモの振興品種への改植」を実施する方



無煙炭化器

※果樹経営支援対策事業等により新植、改植を実施する方

手続きの流れ

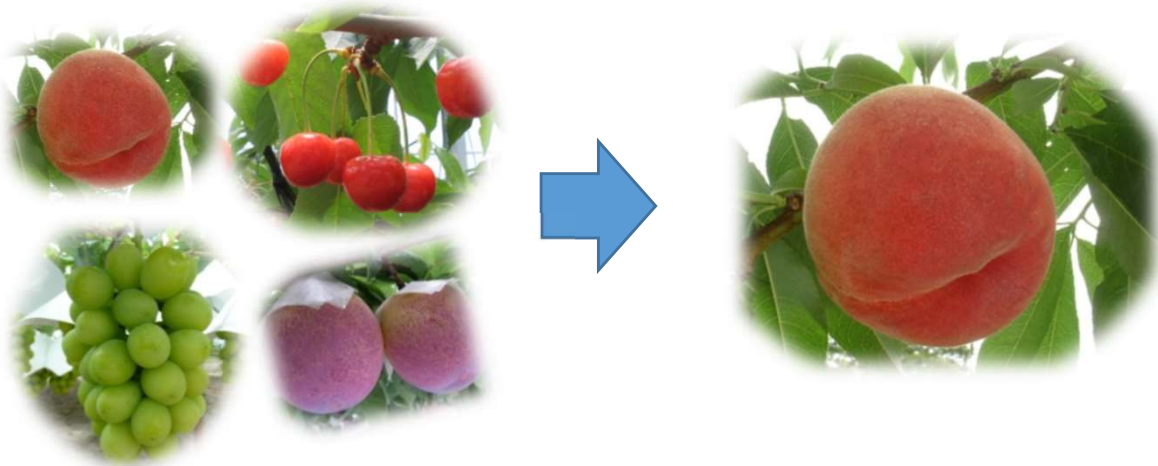
農業者 ⇄ 果樹産地協議会（事務局JA） ⇄ 市町村 ⇄ 県

この他にも条件等がありますので、農務事務所にご相談ください。

活用方法の例

振興品種への改植の推進

①果樹 → もも（産地が振興する優良品種）



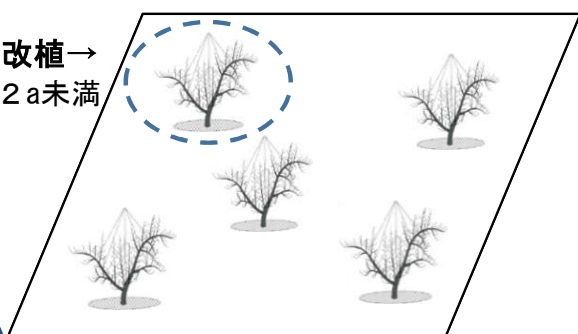
②もも（日川白鳳） → もも（日川白鳳）※産地が振興する優良品種
★R6年度から同一品種への改植も可能になりました。



③事業を活用した計画的な改植

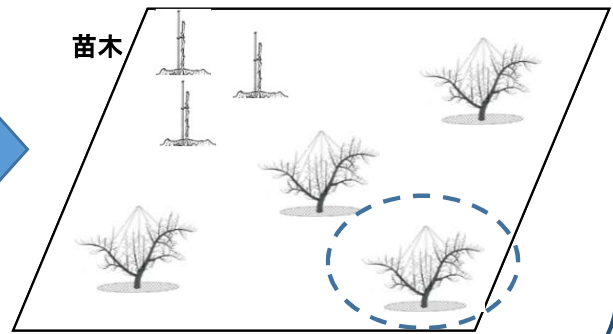
R6年度

改植→
2a未満



次年度以降

苗木



↑改植 2a未満